

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

東村山市は、多摩地域の北部やや東寄り、新宿・池袋まで 30 分の時間に位置し、自然環境に恵まれた住宅都市として発展してきた。人口は約 15 万人を有し、平成 17 年から 22 年までの人口増加率は多摩地域 26 市でも伸び率が特に高い状況にあった。しかし、平成 23 年 7 月をピークに人口は減少傾向に転じており、高齢化・少子化の傾向が表れている。

東村山市の産業構造をみると、第 3 次産業人口が多く、産業形態のソフト化・サービス化が進行し、どの産業も右肩上がりの経済が終わり、経済構造が変化する中、一般に厳しい状況に立たされている。また、工業分野についても、経済環境は厳しく、周辺の住宅地化による操業条件の悪化などの問題も生じている。

現在、日本の中小企業の業況は回復傾向ではあるが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあり、また、中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足かせとなっている。

今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応など、厳しい事業環境を乗り越えるため、本計画の推進や東村山市小口事業資金融資制度の周知を行い、生産性の高い設備の導入を促すことで、事業者自身の労働生産性の向上を図る。

(表 1) 東村山市内、産業別事業所数、従業者数

平成 26 年 7 月 1 日現在

産業（大分類）別	事業所数	従業者数
総 数	3,986	41,358
農業，林業，漁業	7	33
鉱業，採石業，砂利採取業	—	—
建設業	397	2,159
製造業	236	3,998
電気・ガス熱供給・水道業	5	206
情報通信業	32	281
運輸業，郵便業	80	1,874
卸売業，小売業	886	7,668
金融業，保険業	50	888
不動産業，物品賃貸業	286	998
学術研究，専門・技術サービス業	145	886
宿泊業，飲食サービス業	597	4,381
生活関連サービス業，娯楽業	416	2,038
医療，福祉	483	10,693
教育，学習支援業	186	2,419
複合サービス事業	15	391
サービス業（他に分類されないもの）	148	1,147
公務（他に分類されないもの）	17	1,298

資料 経済センサス - 基礎調査報告

(表2) 東村山市内、製造業別事業所数、従業者数及び製造品出荷額

平成26年12月31日現在

産業(中分類)別	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
総 数	85	2,507	5,759,883
食料品製造業	11	865	2,636,412
飲料・たばこ・飼料製造業	1	22	⋈
織 維 工 業	2	20	⋈
木材・木製品製造業(家具を除く)	1	4	⋈
家具・装備品製造業	2	20	⋈
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	54	⋈
印刷・同関連業	12	218	306,339
化 学 工 業	7	341	1,026,857
プラスチック製品製造業	8	100	206,350
窯業・土石製品製造業	1	29	⋈
非鉄金属製造業	2	12	⋈
金属製品製造業	6	127	148,151
はん用機械器具製造業	3	67	169,201
生産用機械器具製造業	4	33	49,204
業務用機械器具製造業	1	5	⋈
電子部品・デバイス・電子回路製造業	7	407	588,605
電気機械器具製造業	9	115	147,496
情報通信機械器具製造業	3	24	18,474
輸送用機械器具製造業	1	12	⋈
その他の製造業	2	32	⋈

資料 工業統計調査報告

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に9件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

東村山市の産業は多岐に渡り分類されている。これら、幅広い分野における労働生産性向上を図るため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

東村山市域における事業所の分布は多岐にわたるため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

（2）対象業種・事業

東村山市の産業は、多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、全ての産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。また、生産性向上に向けた事業者の取組は多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としないこと等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

・市税を滞納しているものは先端設備等導入計画の認定対象としない。